

令和元年度（2019年度）

第1回根室振興局農業農村整備事業等環境情報協議会議事録

意見交換会場所：別海町役場3階301号会議室

時間：13:00～15:20

・次第3 意見交換及び情報収集
1) 開会
2) 挨拶
3) 座長選出
4) ①環境情報協議会の設立経緯について ②田園環境整備マスタープランについて
※上記1)～4)②までについて、各担当者から説明。
③計画策定地区の説明及び意見交換等 ※下記 議事録
■大成零号地区について
○香取係長 資料P17～P23にそって説明。 【意見交換について】
○宗岡委員 橋梁改修に関して遡上時期を避けた工事を予定しているが、どのような魚類が遡上して、上流に生息しているのか？施工時期も含め、この段階で分かる範囲で教えて貰いたい。
○香取係長 橋梁工事はR5頃を予定。詳細設計はR2～R4までに行う予定。詳細設計時に魚類調査等を行う予定としている。
○宗岡委員 この詳細設計時に環境省、NPO等と協議すると思うが、外山委員は野生生物の専門家のため、外山委員とも密に連絡を取り合って貰いたい。
○外山委員 魚類の遡上に関して、標津町サーモン科学館の館長が魚類について詳しいため、打ち合わせを進めて貰いたい。
○香取係長 了解。
○滝本委員 資料P18の「河川環境の保全について」に内容が記載されているとおり、サケの放流時期を避けた工事は重要で、このような配慮が行われるのであれば問題ない。

○宗岡委員

魚類の種類・生息状況および周辺に生息・飛来する鳥類の詳細調査をしながら、事業推進をするものと理解する。実工事は、このような調査実施しながら、順次工事を進めていくことが重要。

○宗岡委員（まとめ）

橋梁と河川に係わる所以外は、一般的な道路改修に対する環境配慮となるため、マスタープランに基づく環境配慮計画を守り、実行されるなら問題ないと思われる。

その上で次のことについて留意願いたい。

1. 策定した環境配慮計画を適切に実行すること
2. 生息調査→打ち合わせ→動植物の生息環境把握→配慮・工事、これらの順番を間違わずに行うこと。
3. 魚類については遡上、放流時期を避けて工事を行うこと。
4. 様々な団体（標津町サーモン科学館など）と連携しながら、工事を進めること。

■北栄西地区について

○佐竹主査

資料P24～P29にそって説明。

【意見交換について】

○宗岡委員

団体営の農道整備事業でしょうか？

○佐竹主査

そうです。

○宗岡委員)

大成零号地区と似たような環境配慮となると思うが、当該地区には橋梁改修がなく、河川に対する直接的な配慮は必要ない。しかし、起点南側付近が地形的に下っており、排水が河川に流入することから水系への関連が生じると考えられる。

○下堀部長

起点付近のクランクは、工事区間外との認識で良いか？集乳車は起点と終点の中間付近町道から進入するのか？

○宗岡委員

そのとおり、集乳経路を踏まえて必要最少限度の整備として今回の起終点が設定されたと考えている。恐らくだが、集乳車は、本路線沿線の受益農家で集乳後、起点と終点のほぼ中間で交差する町道から進入するため、今回の起終点が設定されたと考えている。

○宗岡委員

起点部分は既設砂利道とすり付けることになる。この接続付近で排水を南側の河川方

向に落としていくことになり、水系・水に対する配慮が必要になってくるので注意して貰いたい。

○佐竹主査

了解。

○宗岡委員

町有林が道路沿線にある。工期が3カ年と短い、この期間で町有林に生息している野生動物の調査を実施すると考えて良いのか？もしくは一部でも事前に行っているのか？教えて貰いたい。

○佐竹主査

道路整備は起点側から進める予定。通常、当年は路盤の改良工事を行う。翌年に、前年に路盤工事した区間の舗装工事と別区間の路盤工事を行う。町有林の野生動物については、専門家等と打合せを行いながら事業を進めていく。

○宗岡委員

当該地点の野生生物の確認は次のとおりである。

- ・当該地は、陸上生物、鳥類、水棲生物が生息している可能性があり、聞き取りは複数の専門家を交えた幅広い聞き取りをして貰いたい。
- ・野生生物関係は現地でないといけない事が多いため、専門家の方に現地を確認してもらいながら意見集約し、工事時期や工法について適切な環境配慮して貰いたい。
- ・打合せの結果、工法変更が生じても可能な限り適切に対応して貰いたい。

○宗岡委員

こういった場合、必要最低限度としての専門家の参集範囲はどう考えたらいいのか？

○外山委員

- ・鳥類専門家の意見聞取は必要と考える。オオタカなどの猛禽類が生息している可能性もあり、工事時期の配慮は必要。
- ・希少のほ乳類は考えにくい、さきほどシマリスが走っていたので、ほ乳類に対して工事時期の検討が必要かもしれない。
- ・植物は当該地周辺に湿原が分布している訳ではないので、厳密に気にする必要がないと考える。

○宗岡委員（まとめ）

1. マスタープランに基づく環境配慮および情報協議会に報告すべき事項を適切に実施すること。環境省、NPO タンチョウ保護研究グループと打合せを行いながら、工事を実施していただきたい。
2. 起点付近は林地があることから、特に鳥類に関しては工事前に専門家からの意見聞取や立会調査等を行い、工事を実施していただきたい。
3. 工事段階時でないといけない事柄であるが、起点付近の水系部分は、何かあれば、追加の配慮が必要になるかもしれない。

休 憩

■農道全般について

○宗岡委員

2地区の路線は整備後、町の財産となるが、冬期間の除雪は町で行っているのか？
何cm超えると除雪が行われるのか？

○佐竹主査

現況の砂利道でも町で除雪を行っている。整備後も同様。なお、町道管理区間は町で除雪、その先（農家地先）は農家が除雪。町道管理区間では積雪が10cmを超えると除雪を実施している。

■あさひ西別海地区について

○藏口主査

資料P30～P33にそって説明。

【意見交換について】

○宗岡委員

受益者の負担率はいくら位ですか？

○藏口主査

国50%、道14%、町の負担率は検討中ですが、最終的に受益者の負担は概ね3割程度になると予測されます。

○外山委員

現地で、事業では除草剤散布はしないが、個人では行っているのが実態である。これに関して受益者にはどのように説明しているのか確認したい。

○藏口主査

良質牧草のために、事業で除草剤散布を希望している人は一定数いる。

しかし、豊かな自然環境、歴史的背景を踏まえて、事業での除草剤散布は困難な状況という旨を農家に説明し、理解を求めているのが実情です。

○外山委員

個人の営農上の除草剤散布について、その指導・お願いはどのような状況か？

○関谷主査

除草剤散布しない方が環境には良いと思うが、良質牧草を確保したい農家も一定数いる。そのため、営農上の除草剤の散布は、その量を可能な限り減らすよう説明はしている。しかし、判断は個々の農家に任せているのが実情です。

○宗岡委員

7割近い補助金が交付されている点を鑑みて、事業整備にあたって、環境情報協議会として方針を決め、除草剤散布に関して農家に環境配慮のお願い等をする必要があると考える。環境情報協議会で農薬散布ありきの発想から脱却できるようなメッセージを発したいと考えている。その理由は、農業は他の産業と違い、持続しながら、改善していかないといけないという側面があり、環境情報協議会としては、持続的農業、環境保全の両立を図るのが目的なので、そういった観点から農家に向けてメッセージを発したいと考えます。そのために関係者には協力をお願いしたい。

○石毛委員

除草剤が環境に影響を与えていることが分かる、農家へ説得出来るような、科学的データ等はあるのか？

○宗岡委員

研究室に戻れば、類似事例の科学論文はある。

例えば、

1 除草剤または肥料散布→地形に傾斜あり→一部は地表流出から水系に流入する。

2 除草剤または肥料散布→地形傾斜無し→地下浸透→土壌コロイドがマイナスイオン→浸透水とともに地下に浸透→地下水に流入。

※土壌コロイドがプラスイオンなら化学物質をキャッチするが、プラスイオンは少ない。など、極端な科学的データも多く、データのみだと農家＝原因者とも取られかねないため、今回の検討は、①持続的農業、②環境保全を両立する視点で進めて貰いたい。

あわせて、公共事業への税金投入、農地周辺の環境は公共財であることから、農家に環境配慮をお願いしていきたい点でも考えて貰いたい。

○石毛委員

環境に負荷のない除草剤は存在しないのか？

○宗岡委員

年々、改良・改善はされているが、除草剤自体は性質上（特定作物を活かし、特定植物を枯らす等）、使い方にもよるが、大なり小なり環境負荷があると思われる。

○宗岡委員

環境情報協議会では、除草剤の散布時期、地形条件、効果期間などを組み合わせた複数パターンなどを示して、最少限度の散布、負荷をより軽減することを農家にメッセージとして発することが可能であれば示したいと考えている。

今回は、方針を最後に議論させてもらい、具体の事は、後日、詰めて行きたいと考える。近年のアウトリーチ活動の観点から、実施したことに対しての正負の効果を説明する責任を果たす意味から負の部分（環境負荷）への対応説明が必要と考える。

また、数年前に個人防風林の伐採に関して課題提案をし、数年越しの課題とした。

今回の除草剤散布についても同じように情報協議会で考えて行きたいと考えている。

○外山委員

農家さんに対して良い手段を提案し、持続的農業、自然環境の両立を図ることが環境情報協議会の主目的と思うので、こういった議論を進めて行きたいと思う。

○滝本委員

標津町では、家畜ふん尿対策のルールを作った事で河川沿いでは散布はしないことや、散布時期に注意するなどの意識が変わった。整備後の環境配慮は、個々の農家の考え方や意識がどうか変わるかが重要だと思う。

○滝本委員

不陸修正のみだが、草地造成と排水改良がなくても大丈夫なのか？

○藏口主査

聞き取りの結果、不陸修正（起伏修正Ⅰ）のみで問題ない地域。

○宗岡委員

排水改良は大丈夫なのでしょうか？

例えば、国営かんがい排水事業と重複しているなら、道営での排水改良整備と国営かん排で整備するスラリータンクのその散布とが一体的に機能を発揮すると思うのだが。

○藏口主査

あさひ西別海地区は国営かんがい排水との関連はないです。

○宗岡委員（まとめ）

1. あさひ西別海地区は不陸修正のみ実施する地区である。
2. マスタープランに基づく環境配慮および情報協議会に報告すべき事項を適切に実施すること。
3. 鳥類に関して、林帯付近の工事は専門家と相談の上で、工事時期を決定、実施すること
4. 事業では除草剤散布はしないが、営農上の除草剤散布に対して、農家にどのように環境配慮してもらうか等の提言を継続検討課題としたい。

■あさひ東根室地区について

○藏口主査

資料P34～P41にそって説明。

【意見交換について】

○宗岡委員

現地視察のない地区は、パワーポイント等で委員全員が同時に同じ物を見られる体制にして貰いたい。全員が同時に同じ物を見ることで情報交換が円滑に進むので次回の際にはお願いしたい。

○宗岡委員

根室半島の鳥類の生息種類については、シマフクロウ等いるのでしょうか。

○外山委員

根室の半島の場合、タンチョウはいるが、シマフクロウの生息は無い。

一点注意をお願いしたいのが、本地区内には、高層湿原（高位泥炭地）という特殊な湿原が分布している。高層湿原と要望地とが重ならないか確認して貰いたい。

ただし、本地区では暗渠排水の要望がないため、直接的な影響は少ないと思われる。

○宗岡委員

高層湿原は貴重なもので、地下水位に左右される。附帯明渠を掘るだけでも大きく影響を受ける。事業要望地周辺で高層湿原が発見された場合、専門家と密な協議が可能になる仕組みを作って貰いたい。

○宗岡委員（まとめ）

1. マスタープランに基づく環境配慮および情報協議会に報告すべき事項を適切に実施すること。
2. 地区内にタンチョウ鶴が生息しているので注意すること
3. 高層湿原が点在しているため、その周辺の整備する場合は地下水位が変化しないような配慮をして貰いたい。
4. 事業では除草剤散布はしないが、営農上の除草剤散布に対して、農家にどのように環境配慮してもらうか等の提言を継続検討課題としたい。

■ 4 地区の総評

①農道について

○宗岡委員

根室管内の冬期は吹雪が酷いが、行政が除雪を行い、毎日の集乳を可能にしている。

その際に、舗装がされていると除雪が円滑に行われ、円滑・安定的な集乳を確保出来る効果がある。関係者には大切なインフラ整備であることに自信をもって事業を推進して貰いたい。

②鳥類について

○宗岡委員

タンチョウツル・オジロワシ・シマフクロウ等、大切な鳥類への配慮を工事前から工事後も含めて心がけて貰いたい。

③防風林・除草剤散布について

○宗岡委員

数年前位からの事案になるが、防風林の切り方・残し方の仕組みを環境情報協議会で議論し農家をお願いすることを検討していた。本年度は該当がないが、今後も申し送りとして

検討願いたい。防風林同様に、営農上の除草剤散布についても環境に配慮するようなやり方を何年か、かけて詰めた上で事業を契機に農家をお願いしていきたいと考えている。なお、本件は継続中及び新規地区の推進に制約をかけるものではないです。

○下堀部長

除草剤散布に関しては、特に難しい地域であり、結果として事業での散布はしないこととなっており、営農作業で実施している状況。農家さんに対してメッセージ等を示していくのは、営農に対しての意見であるため、協議会の範囲を超えるのではないだろうか？また、各地区の調書で、「河川環境の保全のため、除草剤の散布は行わない」は明記しない方がいいのではないのでしょうか？

○宗岡委員

各委員の皆様の意見はどうでしょうか？

○佐々木委員

酪農地帯の場合、除草剤の種類は牧草用に概ね3種類と限定されている。日本の除草剤散布の基準は他国より厳しく、安全性は確保されていると思う。

その上で、河川環境に関してではあるが、河川からある程度離れていれば、散布しても問題ないのではないかと思うが。

○宗岡委員

除草剤の性質上（特定の種を残して、特定の種を枯らす）、大なり小なり環境負荷はある。影響については、土壌、地形、水系、立地等の物理条件によって影響度は異なるため、答えは示せない。

ただし、環境は影響が出てからでは遅いので、影響がないように心がけることが大切であることも理解して貰いたい。

○佐々木委員

河川水質調査で化学物質等の調査はないのか？

○宗岡委員

酪農地帯ですので、糞尿関係の調査データ（窒素・リン・BOD・SS等）のデータはあると思うが、限定的なこの地域でのデータは調べてみないとわからないです。

○石毛委員

営農上の除草剤散布を課題にするのは事業の環境配慮の範囲を超えているような気がする。現行の除草剤は法令等の基準を満たしているものであり、散布の方法（回数や量）もJAなどが指導している。基準内の利用なら、環境情報協議会でそれに制約を課するような提言は如何なものかと思う。その上で、各地区の調書で、「河川環境の保全のため、除草剤の散布は行わない」は明記しない方がいいと思う。

○宗岡委員

現行で合法でも、その後の科学的進歩でよくなかったという事例があるため、その点を理解して貰いたい。環境情報協議会では、将来を見据えて、情報交換を通じて今よりも環境

を向上する提案をするものであると考えます。そのため、事業に関しての「河川環境の保全のため、除草剤の散布は行わない」はそのまま明記が望ましいと思われる。

○滝本委員

みんなが経済活動に関して問題意識を持つことが大切だと思う。環境という社会資本をどうするのかの視点が大切と思われる。

環境への意識を持つことで、河川から離れて農薬肥料を散布する、降雨時は散布しないという努力につながると思う。そのため、みんなに問題意識を持って貰うために環境情報協議会で提案することは大切だと思う。

○外山委員

一番の課題は、根室の地域性が何か？ということ。自然環境、農村環境が一体化した地域の中で、自然だけ、漁業だけ、農業だけ、考えるのではなく、共通認識を持って問題を考えていくのが大切と思う。各分野が共存していくやりかたを考えていくのが環境情報協議会の使命と思われる。これは強制ではなく、提案として行うものだと思う。

○宗岡委員（まとめ）

営農上の除草剤散布に関しては、

1. 地域環境を共有の社会資本として捉える側の意見。
2. 個人の権利（営農）に立ち入らない側の意見。

の2つの立場があり、両方の意見が半々になっていると思われる。この件については、今回は結論を出さず、それぞれ持ち帰って継続課題とし1年後に改めて意見を出し合いながら、環境情報協議会としてどのように提案等をしていくのか再検討していきたい。

根室振興局の環境情報協議会事務局には、このような希望を提案し、今回の協議会を終了したいと思います。